

平成 23 年 11 月 9 日  
大臣官房統計情報部社会統計課  
課長 西村 淳  
課長補佐 堀内 弘幸  
(担当・内線) 社会福祉統計第二・三係 (7553, 7554)  
(電話代表) 03 (5253) 1111  
(直通電話) 03 (3595) 2919

## 平成22年度福祉行政報告例の概況

目	次	頁
報告の概要	.....	1
結果の概要		
1 生活保護関係		
(1) 被保護世帯数	.....	2
(2) 被保護実人員及び保護率	.....	3
(3) 保護開始・廃止の主な理由	.....	4
2 身体障害者福祉関係	.....	5
3 知的障害者福祉関係	.....	5
4 婦人保護関係	.....	5
5 老人福祉関係		
(1) 老人ホームの施設数・定員	.....	6
(2) 老人クラブ数・会員数	.....	6
6 民生委員関係	.....	7
(1) 民生委員数	.....	7
(2) 民生委員の活動状況	.....	7
7 社会福祉法人関係	.....	8
8 児童福祉関係		
(1) 児童相談所における相談の種類	.....	8
(2) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数	.....	9
9 戦傷病者特別援護関係	.....	9
参考 対前年度（平成 21 年度）との比較について	.....	10
用語の定義	.....	13
本概況の数値に含まれていない地域について	.....	17

平成 22 年度福祉行政報告例の概況は厚生労働省ホームページにも掲載しています。  
アドレス ([http://www.mhlw.go.jp/toukei\\_hakusho/toukei/index.html](http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/toukei/index.html))

# 報 告 の 概 要

## 1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とした。

## 2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とした。

## 3 報告の種類及び時期

月報(11表)及び年度報(57表)とした。

月報 (国への提出期限：翌月末)

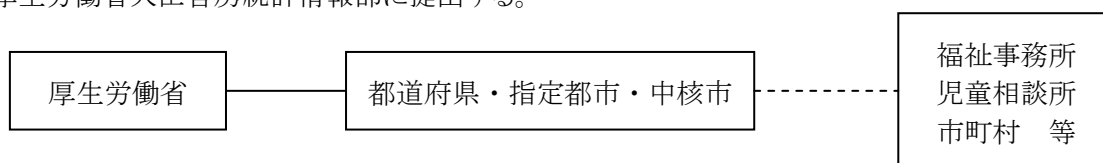
年度報 (国への提出期限：翌年度4月末、ただし、一部のものについては当該年度4月末・10月末・11月末)

## 4 報告事項

生活保護関係、身体障害者福祉関係、障害者自立支援関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、婦人保護関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係、母子保健関係、児童扶養手当関係、戦傷病者特別援護関係、中国残留邦人等支援給付金関係

## 5 報告の方法及び系統

- (1) 企画は厚生労働省大臣官房統計情報部が省内各部局の協力を得て行った。
- (2) 都道府県、指定都市及び中核市は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省大臣官房統計情報部に提出する。



## 6 利用上の注意

- (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のありえない場合	・
減少数(率)の場合	△

- (2) 施設数については活動中の施設について集計した。
- (3) この概要に掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が総数にあわない場合もある。
- (4) 東日本大震災の影響により、一部の県・市において提出が不可能な状況となったため、本概況に掲載している数値の一部について当該県・市を除いて集計した数値を掲載している。(17頁「本概況の数値に含まれていない地域について」参照)

# 結果の概要

## 1 生活保護関係

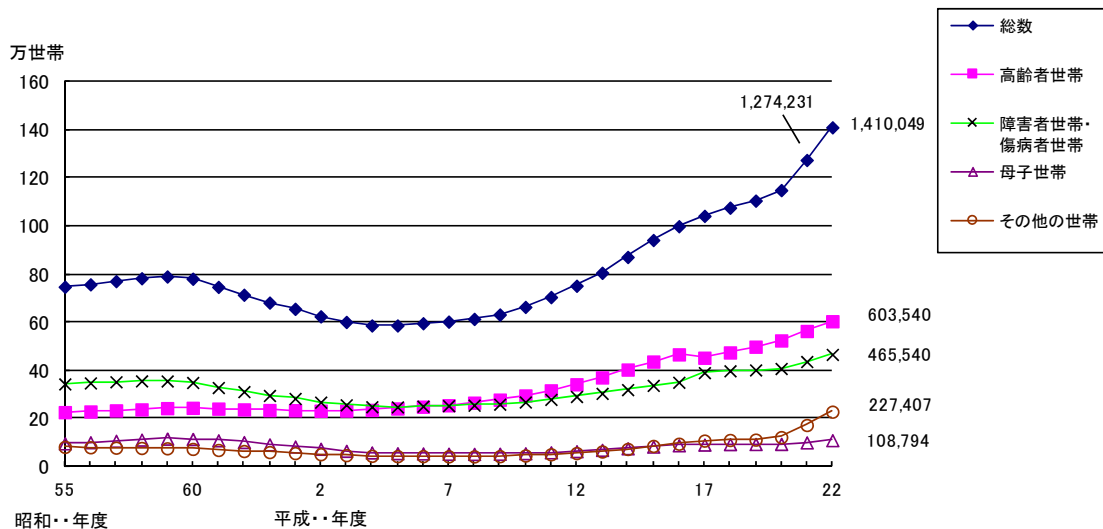
### (1) 被保護世帯数

平成22年度の1か月平均の「被保護世帯数」は1,410,049世帯（過去最高）で、前年度に比べ135,818世帯（前年度比10.7%）増加した。

被保護世帯数を世帯類型別にみると、「高齢者世帯」が603,540世帯（同7.2%増）と最も多く、次いで「障害者世帯・傷病者世帯」で465,540世帯（同6.8%増）となっている。

また、「その他の世帯」は227,407世帯（同32.2%増）となっている。（図1、表1）

図1 世帯類型別被保護世帯数(1か月平均)



注：総数には保護停止中の世帯も含む。

表1 世帯類型別被保護世帯数の年次推移(1か月平均)

	平成18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		対前年度	
	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	増減数	増減率(%)
総数	1,075,820	100.0	1,105,275	100.0	1,148,766	100.0	1,274,231	100.0	1,410,049	100.0	135,818	10.7
高齢者世帯	473,838	44.0	497,665	45.0	523,840	45.6	563,061	44.2	603,540	42.8	40,479	7.2
障害者世帯・傷病者世帯	397,357	36.9	401,088	36.3	407,095	35.4	435,956	34.2	465,540	33.0	29,584	6.8
母子世帯	92,609	8.6	92,910	8.4	93,408	8.1	99,592	7.8	108,794	7.7	9,202	9.2
その他の世帯	109,847	10.2	111,282	10.1	121,570	10.6	171,978	13.5	227,407	16.1	55,429	32.2

注：総数には保護停止中の世帯も含む。

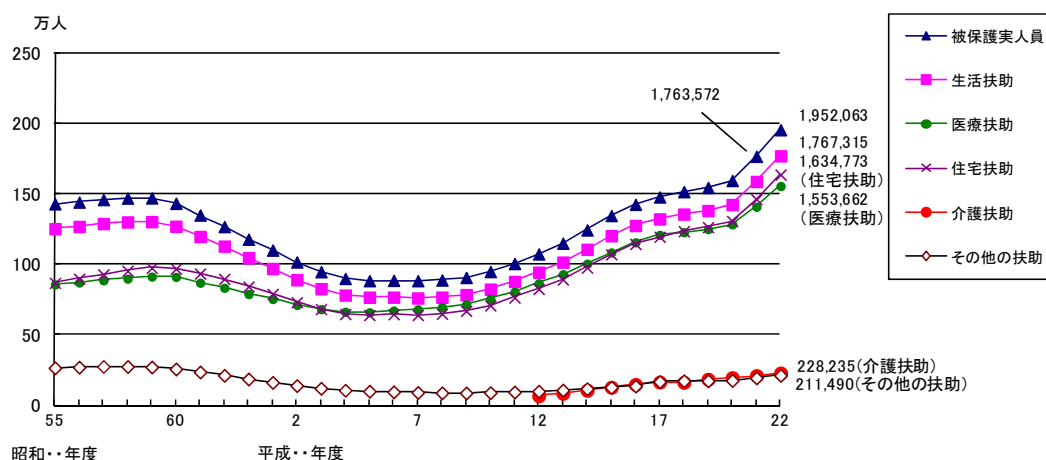
## (2) 被保護実人員及び保護率

平成22年度の1か月平均の「被保護実人員」は1,952,063人で、前年度と比べ188,491人（前年度比10.7%）増加している。

保護の種類別に扶助人員をみると、「生活扶助」が1,767,315人と最も多く、次いで「住宅扶助」が1,634,773人、「医療扶助」が1,553,662人となっている。（図2、表2）

また、保護率（人口千対）は15.2（‰）となっている（表2）。

図2 被保護実人員・保護の種類別扶助人員(1か月平均)



注:「その他の扶助」は、「教育扶助」「出産扶助」「生業扶助」「葬祭扶助」の合計である。

表2 被保護実人員・保護の種類別扶助人員及び保護率の年次推移(1か月平均)

	平成18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		対前年度	
	人数	構成割合(%)	人数	構成割合(%)	人数	構成割合(%)	人数	構成割合(%)	人数	構成割合(%)	増減数	増減率(%)
被保護実人員	1 513 892	100.0	1 543 321	100.0	1 592 620	100.0	1 763 572	100.0	1 952 063	100.0	188 491	10.7
保護率(人口千対)(‰)	11.8		12.1		12.5		13.8		15.2			
生活扶助	1 354 242	89.5	1 379 945	89.4	1 422 217	89.3	1 586 013	89.9	1 767 315	90.5	181 302	11.4
医療扶助	1 226 233	81.0	1 248 145	80.9	1 281 838	80.5	1 406 456	79.8	1 553 662	79.6	147 206	10.5
住宅扶助	1 233 105	81.5	1 262 158	81.8	1 304 858	81.9	1 459 768	82.8	1 634 773	83.7	175 005	12.0
介護扶助	172 214	11.4	184 258	11.9	195 576	12.3	209 735	11.9	228 235	11.7	18 500	8.8
その他の扶助	172 994	11.4	173 398	11.2	174 801	11.0	192 987	10.9	211 490	10.8	18 503	9.6

注:1)「その他の扶助」は、「教育扶助」「出産扶助」「生業扶助」「葬祭扶助」の合計である。

2) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表「各年10月1日現在推計人口」で除した。

平成22年度は、「平成22年国勢調査人口等基本集計結果」の人口で除した。

### (3) 保護開始・廃止の主な理由

平成22年9月中の保護開始の主な理由を構成割合で見ると、「働きによる収入の減少・喪失」が29.6%と最も多く、次いで「傷病による」が28.0%、「貯金等の減少・喪失」が24.0%となっている(図3)。

また、平成22年9月中の保護廃止の主な理由を構成割合で見ると、「死亡」が31.4%、次いで「働きによる収入の増加」が16.0%、「失そう」が12.6%となっている(図4)。

図3 保護開始の主な理由別世帯数の構成割合

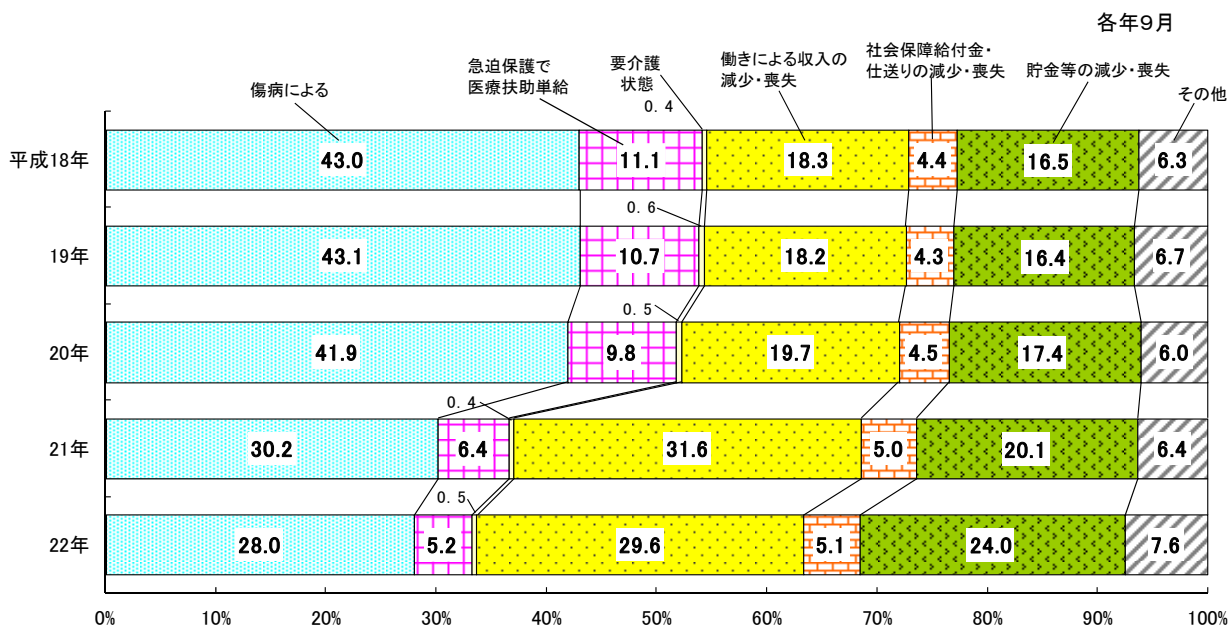
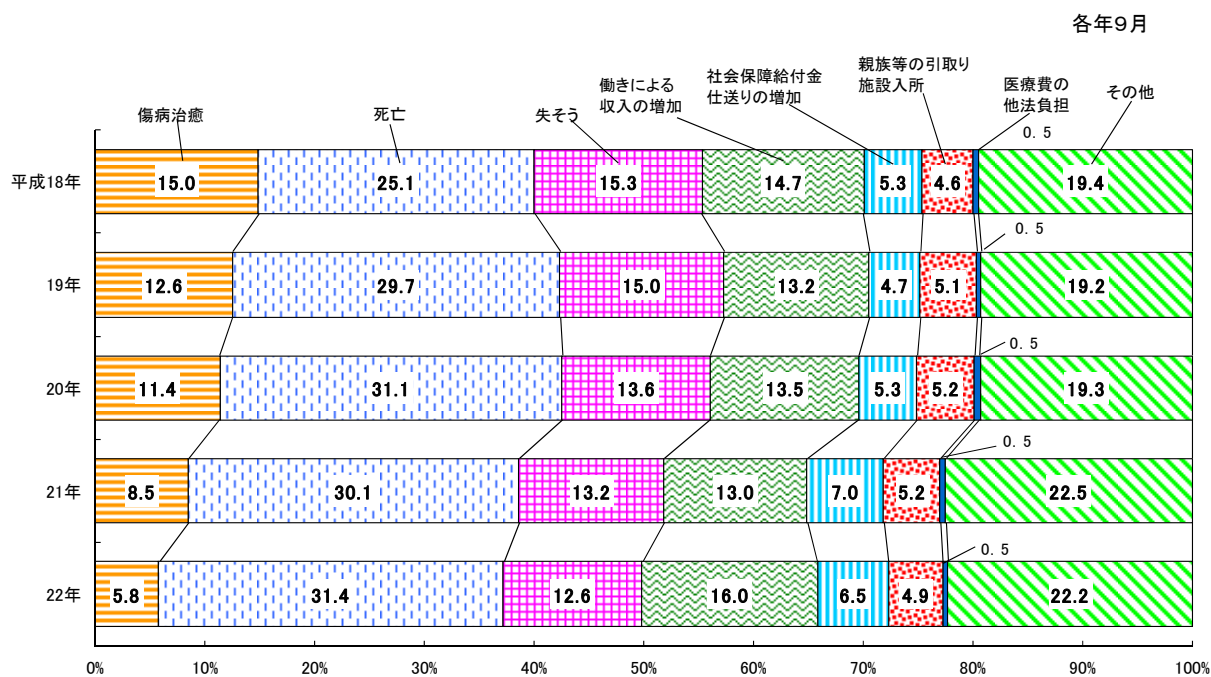


図4 保護廃止の主な理由別世帯数の構成割合



## 2 身体障害者福祉関係

平成22年度末現在の身体障害者手帳交付台帳登録数は5,109,242人となっている(表3)。

表3 身体障害者手帳交付台帳登録数の年次推移

	各年度末現在 (単位:人)				
	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
総 数	4 895 410	4 946 431	5 031 683	5 107 947	5 109 242
18歳未満	108 777	109 099	109 596	108 146	107 290
18歳以上	4 786 633	4 837 332	4 922 087	4 999 801	5 001 952
視覚障害	389 603	384 241	382 596	380 811	371 700
聴覚・平衡機能障害	447 022	444 900	448 665	451 904	449 604
音声・言語・そしゃく機能障害	59 016	59 361	59 604	60 422	59 503
肢体不自由	2 720 337	2 745 628	2 787 651	2 823 202	2 818 652
内部障害	1 279 432	1 312 301	1 353 167	1 391 608	1 409 783

注:1)平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県(郡山市及びいわき市以外)、仙台市を除いて集計した数値である。

なお、福島県(郡山市及びいわき市以外)、仙台市を除いた前年との比較は、10頁「参考 対前年度(平成21年度)との比較について」に掲載している。

2)平成22年度から、「内部障害」に「肝臓機能障害」が追加された。

## 3 知的障害者福祉関係

平成22年度末現在の療育手帳交付台帳登録数は826,585人となっている(表4)。

表4 療育手帳交付台帳登録数の年次推移

	各年度末現在 (単位:人)				
	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
総 数	727 853	756 843	785 720	816 548	826 585
18歳未満	181 602	191 560	200 533	209 545	213 306
18歳以上	546 251	565 283	585 187	607 003	613 279

注:平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県、仙台市を除いて集計した数値である。

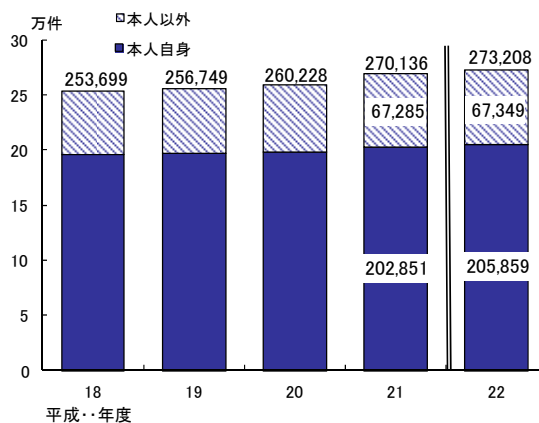
なお、福島県、仙台市を除いた前年との比較は、10頁「参考 対前年度(平成21年度)との比較について」に掲載している。

## 4 婦人保護関係

平成22年度中の婦人相談員及び婦人相談所における相談件数は273,208件となっている。

相談の経路別にみると、「本人自身」からの相談の受付件数は205,859件となっている。(図5)

図5 婦人相談員及び婦人相談所における相談の経路別受付件数



注:1)「本人以外」とは、「福祉事務所」「縁故者・知人」「他の相談機関」等である。

2)平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県の一部、福島県を除いて集計した数値である。

## 5 老人福祉関係

### (1) 老人ホームの施設数・定員

平成22年度末現在の老人ホーム（有料老人ホームは除く。）の施設数は9,320施設で、定員は586,143人となっている。

施設の種類別に定員をみると、「養護老人ホーム」が63,182人、「特別養護老人ホーム」が435,418人、「軽費老人ホーム」が73,283人となっている。（表5）

表5 老人ホームの施設数・定員の年次推移

	各年度末現在				
	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
施設総数	8 915	9 108	9 299	9 491	9 320
養護老人ホーム	960	970	957	959	920
特別養護老人ホーム	5 898	6 037	6 223	6 395	6 331
軽費老人ホーム	1 793	1 837	1 861	1 883	1 820
都市型軽費老人ホーム	-	-	-	-	-
軽費老人ホームA型	232	232	228	225	222
軽費老人ホームB型	32	32	30	29	27
定員総数	555 067	572 601	584 151	594 782	586 143
養護老人ホーム	66 570	66 492	65 972	66 027	63 182
特別養護老人ホーム	402 152	418 114	429 272	439 087	435 418
軽費老人ホーム	71 235	72 923	74 135	75 118	73 283
都市型軽費老人ホーム	-	-	-	-	-
軽費老人ホームA型	13 613	13 575	13 355	13 185	13 025
軽費老人ホームB型	1 497	1 497	1 417	1 365	1 235

注:1)平成21年度において、「軽費老人ホーム(ケアハウス)」を「軽費老人ホーム」に、「軽費老人ホーム(A型)」を「軽費老人ホームA型」に、「軽費老人ホーム(B型)」を「軽費老人ホームB型」に名称変更した。

2)「都市型軽費老人ホーム」は、平成22年度から新規追加された。

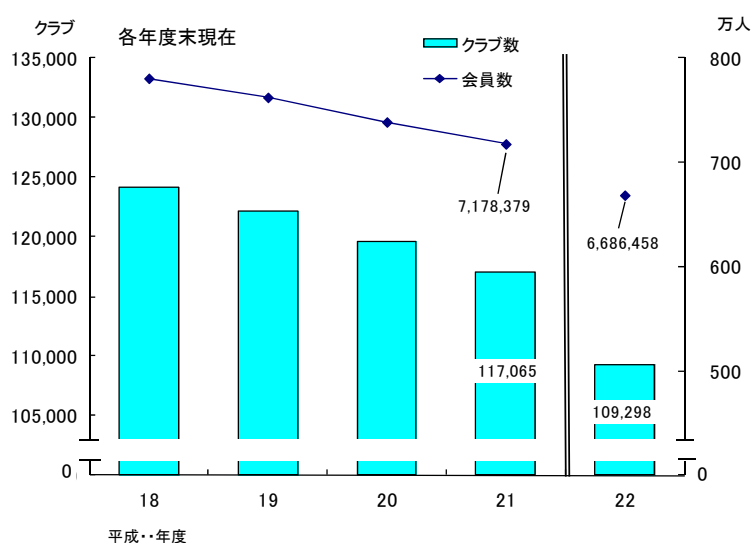
3)平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県(盛岡市以外)、宮城県、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値である。

なお、岩手県(盛岡市以外)、宮城県、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いた前年との比較は、11頁「参考 対前年度(平成21年度)との比較について」に掲載している。

### (2) 老人クラブ数・会員数

平成22年度末現在の「クラブ数」は109,298クラブで、「会員数」は6,686,458人となっている(図6)。

図6 老人クラブ数・会員数



注:平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県(盛岡市以外)、宮城県、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値である。

## 6 民生委員関係

### (1) 民生委員数

平成22年度末現在の民生委員（児童委員を兼ねる）の数は225,247人となっている。  
内訳は、男性が90,039人で、女性は135,208人となっている。（表6）

表6 男女別民生委員数の年次推移

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	各年度末現在	
					22年度	構成割合 (%)
総数	226 821	227 287	228 427	228 728	225 247	100.0
男	93 921	92 255	92 292	91 990	90 039	40.0
女	132 900	135 032	136 135	136 738	135 208	60.0

注：平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である。  
なお、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いた前年との比較は、11頁「参考 対前年度（平成21年度）との比較について」に掲載している。

### (2) 民生委員の活動状況

平成22年度中に民生委員が処理した相談・支援件数は7,136,055件、その他の活動件数は24,518,355件、訪問回数は34,010,385回となっている（表7）。

表7 民生委員の活動状況の年次推移

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
相談・支援件数	7 904 435	7 647 772	7 410 785	7 547 924	7 136 055
その他の活動件数	23 253 703	23 964 402	25 149 067	25 132 062	24 518 355
訪問回数	30 586 778	31 710 157	33 134 827	33 464 909	34 010 385

注：1)「その他の活動件数」は、調査・実態把握、行事・事業・会議への参加協力、地域福祉活動・自主活動及び民児協運営・研修等である。

2)「訪問回数」は、見守り、声かけなどを目的として心身障害(児)者、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者及び要保護児童等に対して訪問・連絡活動(電話によるものを含む。)を行った延回数である。

3)平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県(盛岡市以外)、宮城県の一部、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値である。

なお、岩手県(盛岡市以外)、宮城県、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いた前年との比較は、11頁「参考 対前年度(平成21年度)との比較について」に掲載している。

## 7 社会福祉法人関係

平成22年度末現在の社会福祉法人数は18,658法人となっている。

法人の種類別にみると「社会福祉協議会」は1,846法人、「施設経営法人」は16,343法人となっている。(表8)

表8 社会福祉法人数の年次推移

	各年度末現在				
	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
総 数	18 412	18 537	18 625	18 674	18 658
社会福祉協議会	1 992	1 977	1 962	1 923	1 846
共同募金会	47	47	47	47	46
社会福祉事業団	145	140	139	134	132
施設経営法人	16 075	16 157	16 240	16 299	16 343
その他	153	216	237	271	291

注: 1) 2つ以上の都道府県の区域にわたり事業を行っている法人(厚生労働大臣及び地方厚生局長所管分)は含まれていない。

2) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県(郡山市及びいわき市以外)、仙台市を除いて集計した数値である。

なお、福島県(郡山市及びいわき市以外)、仙台市を除いた前年との比較は、12頁「参考 対前年度(平成21年度)との比較について」に掲載している。

## 8 児童福祉関係

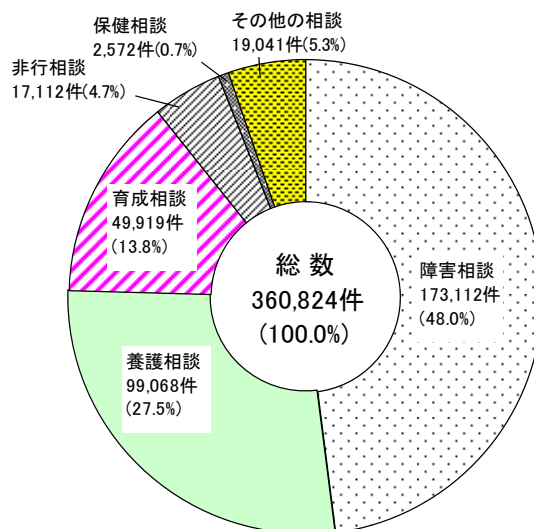
### (1) 児童相談所における相談の種類

平成22年度中に児童相談所が対応した相談件数は360,824件となっている。

相談の種類別にみると、「障害相談」が173,112件(相談件数の48.0%)と最も多く、次いで「養護相談」が99,068件(同27.5%)、「育成相談」が49,919件(同13.8%)となっている。

また、「養護相談」の構成割合は年々増加している。(図7、表9)

図7 児童相談所における相談の種類別対応件数



注: 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県、福島県を除いて集計した数値である。

表9 児童相談所における相談の種類別対応件数の年次推移

	平成18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)
総 数	381 757	100.0	367 852	100.0	364 414	100.0	371 800	100.0	360 824	100.0
障 害 相 談	194 871	51.0	182 053	49.5	182 524	50.1	192 082	51.7	173 112	48.0
養 護 相 談	78 863	20.7	83 505	22.7	85 274	23.4	87 596	23.6	99 068	27.5
育 成 相 談	61 061	16.0	58 958	16.0	55 005	15.1	51 794	13.9	49 919	13.8
非 行 相 談	17 166	4.5	17 670	4.8	17 172	4.7	17 690	4.8	17 112	4.7
保 健 相 談	4 313	1.1	3 411	0.9	2 970	0.8	2 835	0.8	2 572	0.7
その他の相談	25 483	6.7	22 255	6.0	21 469	5.9	19 803	5.3	19 041	5.3

注: 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県、福島県を除いて集計した数値である。

なお、宮城県、福島県を除いた前年との比較は、12頁「参考 対前年度(平成21年度)との比較について」に掲載している。

## (2) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数

平成 22 年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち「児童虐待相談の対応件数」は 55,154 件となっている (表 10)。

相談の種類別にみると、「身体的虐待」が 21,133 件と最も多く、次いで「保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)」が 18,055 件となっている (図 8)。

また、主な虐待者別にみると「実母」が 60.6%と最も多く、次いで「実父」24.8%となっている (図 9)。

被虐待者の年齢別にみると「小学生」が 20,097 件 (構成割合 36.4%)、「3 歳～学齢前」が 13,354 件 (24.2%)、「0～3 歳未満」が 10,834 件 (19.6%) となっている (表 10)。

図 8 児童虐待の相談種別対応件数

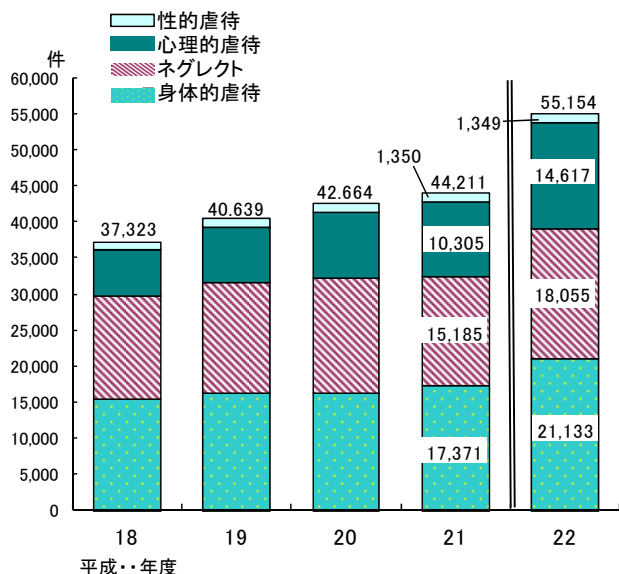
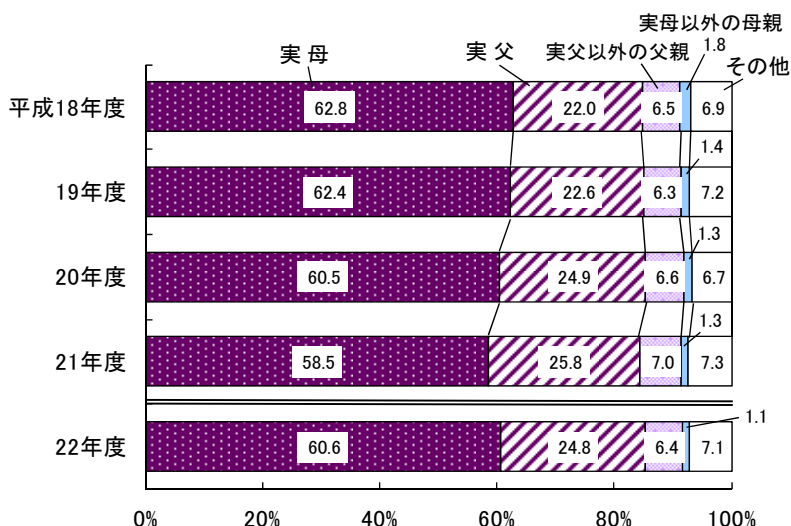


図 9 児童虐待相談の主な虐待者別構成割合



注:平成22年度は、東日本大震災の影響により宮城県、福島県を除いて集計した数値である。

注:平成22年度は、東日本大震災の影響により宮城県、福島県を除いて集計した数値である。

表 10 被虐待者の年齢別対応件数の年次推移

	平成18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)
総 数	37 323	100.0	40 639	100.0	42 664	100.0	44 211	100.0	55 154	100.0
0～3歳未満	6 449	17.3	7 422	18.3	7 728	18.1	8 078	18.3	10 834	19.6
3歳～学齢前	9 334	25.0	9 727	23.9	10 211	23.9	10 477	23.7	13 354	24.2
小学生	14 467	38.8	15 499	38.1	15 814	37.1	16 623	37.6	20 097	36.4
中学生	5 201	13.9	5 889	14.5	6 261	14.7	6 501	14.7	7 297	13.2
高校生・その他	1 872	5.0	2 102	5.2	2 650	6.2	2 532	5.7	3 572	6.5

注:平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県、福島県を除いて集計した数値である。

なお、宮城県、福島県を除いた前年との比較は、12頁「参考 対前年度(平成21年度)との比較について」に掲載している。

## 9 戦傷病者特別援護関係

平成 22 年度末現在の戦傷病者手帳交付台帳登録数は 25,227 人で、前年度に比べ 4,446 人 (前年度比 15.0%) 減少している (表 11)。

表 11 戦傷病者手帳交付台帳登録数の年次推移

	各年度末現在 (単位:人)					対前年度	
	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	増減数	増減率(%)
	総 数	43 005	38 300	33 917	29 673	25 227	△ 4 446

## 参考 対前年度（平成21年度）との比較について

東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県、仙台市からの報告表の一部又は全部の提出が不可能な状況となったため、これらの県及び市を除いた平成21年度数値と比較した結果を参考として掲載いたします。

表3 身体障害者手帳交付台帳登録数の年次推移  
〔福島県(郡山市及びいわき市以外)、仙台市を除く〕

	各年度末現在（単位：人）			
	平成21年度	22年度	対前年度	
			増減数	増減率(%)
総 数	5 014 175	5 109 242	95 067	1.9
18歳未満	106 606	107 290	684	0.6
18歳以上	4 907 569	5 001 952	94 383	1.9
視覚障害	374 507	371 700	△ 2 807	△ 0.7
聴覚・平衡機能障害	444 223	449 604	5 381	1.2
音声・言語・そしゃく機能障害	59 377	59 503	126	0.2
肢体不自由	2 770 191	2 818 652	48 461	1.7
内部障害	1 365 877	1 409 783	43 906	3.2

注：平成22年度から、「内部障害」に「肝臓機能障害」が追加された。

表4 療育手帳交付台帳登録数の年次推移  
〔福島県、仙台市を除く〕

	各年度末現在（単位：人）			
	平成21年度	22年度	対前年度	
			増減数	増減率(%)
総 数	795 815	826 585	30 770	3.9
18歳未満	204 117	213 306	9 189	4.5
18歳以上	591 698	613 279	21 581	3.6

表5 老人ホームの施設数・定員の年次推移

〔岩手県(盛岡市以外)、宮城県、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除く〕

各年度末現在

	平成21年度	22年度	対前年度	
			増減数	増減率(%)
施設総数	9 064	9 320	256	2.8
養護老人ホーム	923	920	△ 3	△ 0.3
特別養護老人ホーム	6 086	6 331	245	4.0
軽費老人ホーム	1 805	1 820	15	0.8
都市型軽費老人ホーム	.	-	.	.
軽費老人ホームA型	222	222	-	-
軽費老人ホームB型	28	27	△ 1	△ 3.6
定員総数	570 567	586 143	15 576	2.7
養護老人ホーム	63 404	63 182	△ 222	△ 0.4
特別養護老人ホーム	420 181	435 418	15 237	3.6
軽費老人ホーム	72 662	73 283	621	0.9
都市型軽費老人ホーム	.	-	.	.
軽費老人ホームA型	13 005	13 025	20	0.2
軽費老人ホームB型	1 315	1 235	△ 80	△ 6.1

表6 男女別民生委員数の年次推移

〔福島県(郡山市及びいわき市以外)を除く〕

各年度末現在

	平成21年度	22年度	構成割合 (%)	対前年度	
				増減数	増減率(%)
総数	225 249	225 247	100.0	△ 2	△ 0.0
男	90 299	90 039	40.0	△ 260	△ 0.3
女	134 950	135 208	60.0	258	0.2

表7 民生委員の活動状況の年次推移

〔岩手県(盛岡市以外)、宮城県、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除く〕

	平成21年度	22年度	対前年度	
			増減数	増減率(%)
相談・支援件数	7 178 121	7 030 225	△ 147 896	△ 2.1
その他の活動件数	24 055 230	24 146 084	90 854	0.4
訪問回数	31 900 426	33 416 462	1 516 036	4.8

表8 社会福祉法人数の年次推移  
〔福島県(郡山市及びいわき市以外)、仙台市を除く〕

	各年度末現在			
	平成21年度	22年度	対前年度	
			増減数	増減率(%)
総数	18 403	18 658	255	1.4
社会福祉協議会	1 863	1 846	△ 17	△ 0.9
共同募金会	46	46	-	-
社会福祉事業団	133	132	△ 1	△ 0.8
施設経営法人	16 093	16 343	250	1.6
その他	268	291	23	8.6

表9 児童相談所における相談の種類別対応件数の年次推移  
〔宮城県、福島県を除く〕

	平成21年度		22年度		対前年度	
		構成割合(%)		構成割合(%)	増減数	増減率(%)
総数	354 341	100.0	360 824	100.0	6 483	1.8
障害相談	181 544	51.2	173 112	48.0	△ 8 432	△ 4.6
養護相談	84 919	24.0	99 068	27.5	14 149	16.7
育成相談	49 934	14.1	49 919	13.8	△ 15	△ 0.0
非行相談	17 270	4.9	17 112	4.7	△ 158	△ 0.9
保健相談	2 798	0.8	2 572	0.7	△ 226	△ 8.1
その他の相談	17 876	5.0	19 041	5.3	1 165	6.5

表10 被虐待者の年齢別対応件数の年次推移  
〔宮城県、福島県を除く〕

	平成21年度		22年度		対前年度	
		構成割合(%)		構成割合(%)	増減数	増減率(%)
総数	43 062	100.0	55 154	100.0	12 092	28.1
0～3歳未満	7 893	18.3	10 834	19.6	2 941	37.3
3歳～学齢前	10 175	23.6	13 354	24.2	3 179	31.2
小学生	16 187	37.6	20 097	36.4	3 910	24.2
中学生	6 329	14.7	7 297	13.2	968	15.3
高校生・その他	2 478	5.8	3 572	6.5	1 094	44.1

# 用語の定義

## 1 生活保護関係

### (1) 被保護世帯数・被保護実人員（1か月平均）

各月中に1日（回）でも生活保護を受けた世帯数・実人員及び月の初日から末日まで引き続いて保護が停止されていた世帯数・実人員の合計を各年度について1か月平均としたもの

### (2) 世帯類型別被保護世帯数（1か月平均）

各月における被保護世帯（保護停止中の世帯を除く）を下記の世帯類型別に区分したものを各年度について1か月平均としたもの

#### ア 高齢者世帯

平成16年度までは、男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯

平成17年度からは、男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯

#### イ 母子世帯

平成16年度までは、現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）18歳から60歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯

平成17年度からは、現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）65歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯

#### ウ 障害者世帯・傷病者世帯

世帯主が障害者加算を受けているか、障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯並びに世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

#### エ その他の世帯

上記アからウのいずれにも該当しない世帯

### (3) 保護率

保護率（人口千対）は「被保護実人員（1か月平均）」÷「各年10月1日現在総務省推計人口（総人口）」×1000で算出している。（平成22年国勢調査人口等基本集計：128,057千人）

## 2 身体障害者福祉関係

### 身体障害者手帳交付台帳登録数

身体に障害のある者（児）の申請に基づき、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている各年度末現在の数

## 3 知的障害者福祉関係

### 療育手帳交付台帳登録数

知的障害者（児）の申請に基づき、都道府県知事及び指定都市市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている各年度末現在の数

## 4 婦人保護関係

### 婦人相談所・婦人相談員

要保護女子に関する各般の問題、家庭関係の破綻、生活の困窮等に関する相談に応じ、必要な指導等を行うため、売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、都道府県に設置される相談所及び都道府県知事または市長が委嘱する相談員

## 5 老人福祉関係

### (1) 養護老人ホーム

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設

### (2) 特別養護老人ホーム

65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護する施設

### (3) 軽費老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、軽費老人ホームA型、軽費老人ホームB型

無料又は低額な料金で食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設であり、このうち軽費老人ホームは、身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を、都市型は、都市部を中心とした地域において自炊のできる程度の健康状態にある者を、A型は身寄りのない者、家族との同居が困難な者を、B型は自炊のできる程度の健康状態にある者を入所させる施設

### (4) 老人クラブ

老人福祉法及び「老人クラブ活動等事業の実施について」（平成21年6月15日老発第0615001号老健局長通知）に基づき、老人の心身の健康の保持増進に資するための

事業を行う団体

## 6 民生委員関係

### 民生委員（児童委員）

生活困窮者、老人、児童、障害者等で援護を要する者の相談に応じ、援助を行うため、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱した者

なお、児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼ねる

## 7 社会福祉法人関係

### (1) 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人

なお、福祉行政報告例では、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が所轄庁である法人についてのみ報告されるため、2つ以上の都道府県の区域にわたり事業を行っている法人（厚生労働大臣及び地方厚生局長所管分）は含まれていない

### (2) 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的として社会福祉法に基づき設立された団体であって、社会福祉法人として認可されているもの

### (3) 共同募金会

社会福祉法に基づき、共同募金を行うことを目的として設立された社会福祉法人

### (4) 社会福祉事業団

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和46年7月16日社庶第121号社会・児童家庭局長連名通知）に基づき、地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的として、社会福祉法人として設立された団体

### (5) 施設経営法人

社会福祉法に規定する施設を経営する社会福祉法人

## 8 児童福祉関係

### (1) 児童相談所

児童の福祉に関する相談、調査、判定、指導等を行うため、児童福祉法により都道府県・指定都市に設置された相談所

### (2) 児童相談所における相談の種類

#### ア 養護相談

父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談

#### イ 保健相談

未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息等を有する児童に関する相談

ウ 障害相談

肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談、盲、ろう等視聴覚障害児に関する相談、構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞、注意欠陥多動性障害等発達障害を有する児童等に関する相談、重症心身障害児（者）に関する相談、知的障害児に関する相談、自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する児童に関する相談

エ 非行相談

虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のごく犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、触法行為のあったとされる児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談

オ 育成相談

児童の人格の発達上問題となる反抗、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する児童に関する相談、学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校（園）していない状態にある児童に関する相談、進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談、家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談

カ その他の相談

上記アからオのいずれにも該当しない相談

## 9 戦傷病者特別援護関係

### 戦傷病者手帳交付台帳登載数

旧軍人軍属等であった者で公務上の傷病のあるものの申請に基づき、都道府県知事が交付する手帳について、各都道府県に備え付けられている戦傷病者カードに記載されている各年度末現在の数

本概況の数値に含まれていない地域について

結果の概要

図及び表	報告表の提出を行う者	数値に含まれていない地域
<b>身体障害者福祉関係</b> 表3 身体障害者手帳交付台帳登録数の年次推移	都道府県、 指定都市、 中核市	福島県(郡山市及びいわき市以外) 仙台市
<b>知的障害者福祉関係</b> 表4 療育手帳交付台帳登録数の年次推移	都道府県、 指定都市	福島県 仙台市
<b>婦人保護関係</b> 図5 婦人相談員及び婦人相談所における相談の 経路別受付件数	都道府県	宮城県の一部 福島県
<b>老人福祉関係</b> 表5 老人ホームの施設数・定員の年次推移 図6 老人クラブ数・会員数	都道府県、 指定都市、 中核市	岩手県(盛岡市以外) 宮城県(仙台市以外) 福島県(郡山市及びいわき市以外) 仙台市
<b>民生委員関係</b> 表6 男女別民生委員数の年次推移	都道府県、 指定都市、 中核市	福島県(郡山市及びいわき市以外)
表7 民生委員の活動状況の年次推移		岩手県(盛岡市以外) 宮城県(仙台市以外)の一部 福島県(郡山市及びいわき市以外) 仙台市の一部
<b>社会福祉法人関係</b> 表8 社会福祉法人数の年次推移	都道府県、 指定都市、 中核市	福島県(郡山市及びいわき市以外) 仙台市
<b>児童福祉関係</b> 図7 児童相談所における相談の種類別対応件数 表9 児童相談所における相談の種類別対応件数 の年次推移 図8 児童虐待の相談種別対応件数 図9 児童虐待相談の主な虐待者別構成割合 表10 被虐待者の年齢別対応件数の年次推移	都道府県、 指定都市、 児童相談所 を設置する 中核市	宮城県(仙台市以外) 福島県 仙台市